

船舶インシデント調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年6月14日 09時50分ごろ
発生場所	北海道 ^{かみのくに} 上ノ国町上ノ国漁港 鷗島 ^{かもめ} 灯台から真方位189° 3.6海里付近 (概位 北緯41° 48.5′ 東経140° 06.1′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{サンデー} Sunday IIは、航行中、船外機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年6月20日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート Sunday II、5トン未満（長さ2.99m） 202-7380北海道、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力4.40kW、回転数毎分5,250、1気筒、ボア60.4mm、使用燃料ガソリン、平成13年11月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船（可搬型膨張式ボート（ゴムボート））は、船長が、上ノ国漁港付近の陸岸で空気を充填して形成し、1人で乗り組み、友人1人を乗せて出航し、付近の海岸線に沿って度々釣り場を変えながら釣りをしていた。</p> <p>船長は、南東の風が強まってきたので帰航することとし、上ノ国漁港に向け北西進を開始してから約5分後、船外機の回転数がしだいに低下し、やがて停止したので直ちに点検を行い、点火プラグを交換するなどした後に船外機を始動することができ、航行を再開した。</p> <p>船長は、航行を再開してから約3分後、船外機が再び停止し、風波がしだいに強まる中、自力での航行を諦めて118番通報を行った。</p> <p>船長は、海上保安庁の来援を待つ間、オールを用いて上ノ国漁港への接近を試みたものの風波に勝てず北西方へ流され続けた。</p> <p>本船は、約1時間後、来援した巡視船に発見され、船長及び同乗者が救助された後に回収され、巡視船の定係地である北海道江差町江差港^{えさし}に到着し、陸路にて上ノ国漁港に搬送された。</p> <p>船外機製造会社は、後日、本船の船外機を点検し、突然停止の主因が‘燃料ポンプの吸入側に装備されている燃料油こし器’（以下「本</p>

	<p>件こし器」という。)の閉塞によるものと判断し、本件こし器を交換して復旧した。</p> <p>本船の船外機は、船長が令和3年4月に純正の持ち運び式燃料油タンクと共に新品で購入した直後、本インシデント時と同様の故障(突然停止)が発生し、機関整備会社が燃料油気化混合器(キャブレター)の交換等を行っていた。</p> <p>本船は、4月ごろから10月ごろに掛けて月に1度ないし2度運航されており、船外機の総運転時間が50時間未満であった。</p> <p>船長は、本船の船外機を車に積んで搬送する際、燃料油タンクと船外機との間の燃料油供給ホースを毎回切り離しており、同ホースを燃料油タンクに接続したまま専用の袋に入れ、船外機側の接続口には専用のキャップを取り付けて車内に格納していた。</p> <p>石油製品精製販売会社が公表している資料(石油便覧等)によれば、ガソリンが長期保存(半年以上)等により性状が劣化(変質)した場合、酸化劣化物が生成され、燃料油系統の金属を腐食させたり、ガム質を生成して燃料油系統を詰まらせたりすることがあるとし、早期の消費を推奨している。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、航行中、船長が船外機の燃料油系統内に^{さじん}の^{きょうざつ}夾雑物が混入していることに気付かず、船外機の運転を続けていたことから、本件こし器が閉塞して燃料油の供給ができなくなり、船外機が停止して運航不能となった可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、冬期間、船長が運航を停止中、船外機の燃料油配管内等に残留したガソリンに劣化が進んでいたことから、翌春の運航再開時、劣化により生成されたガム質等が本件こし器のフィルタを閉塞させ、燃料油の供給が途絶えた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が航行中、船長が船外機の燃料油系統内に砂塵等の夾雑物が混入していることに気付かず、船外機の運転を続けていたため、本件こし器が閉塞して燃料油の供給ができなくなり、船外機が停止したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機の取扱者は、船外機から燃料油供給ホースを切り離して船外機を保管する際、ホース内に夾雑物が入らないように措置を採るとともに、ホースを船外機に再接続する前に接続口等を十分に清浄してから接続を行うこと。 ・ 船外機の取扱者は、使用するガソリンの長期間の保管を避け、シーズン終了前に使い切るか、又はシーズン再開前には全量を新油と交換すること。